

入札公告

条件付一般競争入札を行いますので、参加を希望する者は、入札参加要件を確認したうえで入札参加届出書を提出されたく公告します。

令和 8 年 9 月 29 日

松阪市長 竹上 真人

Ⅰ 一般競争入札に付する事項	
(1) (契 約 番 号) 物 件 名	(260202) 屋外用気球式LED照明【単価契約】
(2) 納 入 場 所	松阪市防災対策課が指定する場所（別紙Ⅰ参照）
(3) 予 定 価 格	¥ 17,383,000 円（消費税相当抜き）
(4) 納 入 期 限	別紙仕様書のとおり
(5) 発 注 課	防災対策課
2 参加資格に関する事項	
(1) 地 域 要 件	市内、準市内及び県内業者
(2) 営 業 種 目	業種： 1601 消防・防災用
(3) そ の 他	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。 ② 松阪市契約規則（平成17年規則第64号）第3条第1項の規定に該当しないこと。 ③ 松阪市契約規則第5条の規定による一般競争有資格者名簿に登録されている業者であること。 ④ 建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成17年告示第150号）により、指名停止を受けている期間でないこと。 ⑤ 入札参加有資格者が入札までに入札参加資格条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
3 入札参加確認申請書提出及び質問・回答に関する事項	
(1) 添 付 書 類	なし
(2) 申 請 書 提 出 期 間	本公告の日から令和8年10月7日(水) 15時まで
(3) 質 問 受 付 期 間	本公告の日から令和8年10月7日(水) 15時まで ファックス等文書にて契約監理課調達係まで行うこと。（FAX 0598-22-3533）
(4) 質 問 の 回 答	原則として質問提出者のみに回答する。
(5) 同等品承諾願書受付期間	本公告の日から令和8年10月7日(水) 16時30分までに発注課に同等品承諾願書を提出すること。 入札参加するにあたり同等品を納品しようとするときは、「同等品承諾願書」に必要事項を記入し、カタログ等を添え発注課へ申請し、必ず期限までに承諾を取る。なお、申請又は承諾されない場合は、参考物品以外での納品はできない。【「同等品承諾願書」は、松阪市のホームページ「入札の広場（物品等）」の「入札制度＞入札・契約関係書類ダウンロード」からダウンロードし、作成してください。】
4 入札参加者の決定及び入札に関する事項	
(1) 参 加 資 格 の 可 否	参加確認申請書と添付書類等を審査のうえ決定し、令和8年10月8日(木)までに通知する。
(2) 入 札（開 札）日 時	令和8年10月14日(水) 9時
(3) 入 札（開 札）場 所	入札室
(4) 入 札 方 法	松阪市電子入札システムを利用した入札
(5) 入 札 期 間	令和8年10月8日(木) から 令和8年10月9日(金) 20時 締切
(6) 最 低 制 限 価 格	なし
(7) 入 札 保 証 金	免除
(8) 契 約 保 証 金	本件の契約締結に際しては、契約保証金を免除する。
5 その他	
① 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは契約の締結はできない。 ② 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 ③ 当該入札に参加資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 ④ 落札に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とし、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ⑤ 本公告、法令及び松阪市の契約関係条例等に定めがあるもののほか、入札契約等に関する取扱いは、松阪市のホームページ「入札の広場（物品等）」の「入札制度」に掲示している「入札システムのご案内」、「入札心得」に従って行うので、入札参加に当たっては必ず確認すること。ただし、本件については、代表立会人を設定しないものとする。なお、開札は公開とする。 ⑥ 入札価格内訳書は必ず入札書と共に電子入札システムで送信すること。送信されない場合は、その入札書は無効とする。 ⑦ 予定価格は上限価格になるので、この価格以下で入札すること。 ⑧ 予定価格の10％に相当する額以下で行った入札は、桁間違いの錯誤とみなし無効とする。 ⑨ 同等品にて入札参加を希望する場合は、承諾期限までに「同等品承諾願書」を発注課へ申請すること。なお、承諾されない場合は、参考物品以外での納品はできない。	
特 記 事 項	入札書、入札価格内訳書は電子入札システムにより提出すること。 ただし、紙入札参加を認めた場合は、持参により提出すること。